

意見書の提出方法

都市計画法第17条第2項の規定に基づき、亀岡市が作成した都市計画の案について意見書を提出しようとする人は、別添様式に所要の事項を記入し、下記のとおり提出してください。

記

1 意見書の提出をすることができる人

意見書の提出をすることができる人は、次に掲げる人とします。

(1) 都市計画法第17条第2項に規定する関係市町村の住民及び利害関係人

2 意見書の提出方法及び提出先

(1) 提出方法 持参、郵送、FAX 又は電子メール

(2) 提出先 亀岡市まちづくり推進部都市計画課 (TEL0771-25-5040)

住所 〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地

FAX 0771-23-5000

メール kensetsu-soumu@city.kameoka.lg.jp

※持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

3 意見書の提出期間

令和8年8月12日(水)から令和8年8月26日(水)まで《必着》

4 意見書の取扱い

提出された意見書は、都市計画の案を亀岡市都市計画審議会に付議する際に、その要旨を亀岡市都市計画審議会に提出し、審議していただきます。提出された意見書に対し、個別に回答は行いません。

5 その他

意見書の提出に係る個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び亀岡市個人情報保護法施行条例(令和4年条例第26号)により、都市計画の手続以外の目的に使用すること及び提供することはありません。